

一般社団法人日本医療薬学会がん専門薬剤師認定制度規程細則

第1章 がん専門薬剤師認定資格

(資格の補則)

第1条 一般社団法人日本医療薬学会がん専門薬剤師認定制度規程（以下、認定制度規程と略記）の第4条の2については、以下のとおり取り扱うこととする。

1 (5)の「5年以上の研修歴」の証明については、がん専門薬剤師研修施設に在籍する「がん指導薬剤師」あるいは「日本医療薬学会指導薬剤師」による研修修了証明書を提出すること。なお、「がん指導薬剤師」または「日本医療薬学会指導薬剤師」が不在のがん専門薬剤師研修施設に準ずる施設における研修修了の証明については、当該施設に常勤する2名のがん専門薬剤師の連名による研修修了証明書を提出すること。

2 日本医療薬学会認定薬剤師は、1年間の研修を修了したものとして取り扱う。また、(5)の研修期間として合算することができる。

3 (6)については、申請時点から遡って過去5年間に50単位を履修すること。
なお、本学会が認定するがん領域の講習会とその受講単位は別途定める。

4 (7)のがん患者への薬学的介入実績は、過去5年間に自ら担当した患者のうち50症例の要約を提出する。消化器・呼吸器・乳房・造血器悪性疾患のうち2領域以上を含むこととし、且つこれら領域について各5症例以上含めること。薬学的介入実績の要約は、がん治療に関する薬学的介入・提案あるいは薬学的ケアの内容を記載することとし、抗がん剤治療、支持療法、緩和医療を含むがん薬物療法全般にわたる実績を含まねばならない。

5 認定制度規程第14条(がん専門薬剤師の更新)において、更新が認められなかった者は、がん専門薬剤師を標榜することはできないが、翌年度に認定の更新を申請することができる。

(申請・認定試験)

第2条 がん専門薬剤師の認定を申請する者は、申請書類と共に認定制度規程の第4条の2の(1)から(7)に係る申請資格を証明する書類を添えて申請すること。申請資格を満たすことが認定制度委員会で認められた者は、本学会が実施するがん専門薬剤師認定試験を受験することができる。

2 前項の申請資格を満たすことが認められた者は、当該年度に加えて翌年度のがん専門薬剤師認定試験を受験することができる。

3 翌年度に試験を受験する者は、本学会が指定する書類を提出し、審査料を納入しなければならない。

第2章 がん指導薬剤師認定資格

(資格の補則)

第3条 認定制度規程の第1章第5条の2については、以下のとおり取り扱うこととする。

2 第5条の2(1)については、日本病院薬剤師会がん専門薬剤師としての活動期間も加えることができる。

3 第5条の2(3)にあるがん領域の学会とは、日本癌学会、日本癌治療学会、日本臨床腫瘍学会、AACR、ASCOを対象とする。

(申請)

第4条 がん指導薬剤師の認定を申請する者は、申請書類と共に認定制度規程の第5条の2の(1)から(5)に係る申請資格を証明する書類を添えて申請すること。

第3章 がん専門薬剤師研修施設認定資格

(資格の補則)

第5条 がん研修施設の認定を申請する者は、施設長が作成した申請書類と共に認定制度規程の第6条の2の(1)から(8)ならびに3に係る申請資格を証明する書類を添えて申請すること。

2 日本医療薬学会がん指導薬剤師あるいは日本医療薬学会認定指導薬剤師の退職等により指導者が不在となったがん専門薬剤師研修施設は、その時点において認定を取り消すものとする。

3 日本医療薬学会がん指導薬剤師および日本医療薬学会認定指導薬剤師ともに不在の施設は、日本医療薬学会がん専門薬剤師2名以上の常勤を満たせば研修施設に準ずる施設として認定することができる。

第4章 規程細則の変更

(規程細則の改廃)

第6条 本規程細則の改廃は、理事会において行う。

附則

本規程細則は平成21年11月1日から施行する。

平成26年2月28日改訂、平成26年11月1日施行する。